

特別全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」

水泳競技実施要領

1 競技規則

令和5（2023）年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本パラスポーツ協会制定）によるものほか、この要領の定めるところによる。

2 使用プールについて

- (1) プールの水深は160cmとし、入退水専用レーンには両隅に低床フロアーを設置する。
- (2) 水温は28°C～30°Cとする。

3 招集

- (1) 招集は、競技開始予定時刻の30分前から15分前までに終了する。
- (2) 招集時刻に遅れた選手は、棄権とみなす。
- (3) 競技時刻は、進行の都合により変更する場合があるので、放送・掲示板等に十分注意すること。
- (4) 選手は、招集時に主催者が用意したIDカードを必ず携帯すること。
- (5) 前レースの表彰終了時間から次レースの招集終了時間までが10分以内の選手については、当該選手の代理の者がその旨を招集所に申し出、代行することができる。
- (6) 障害区分23の者が装着する光を通さないゴーグルは、招集所において競技役員が、光の漏れがないかを確認する。確認後はそのゴーグルを競技終了まで装着すること。

4 リレオーダーの提出

リレオーダー用紙は、その種目が行われる60分前までにリゾリューションデスクに提出すること。

5 選手紹介

ゲートから1人ずつ（1チームずつ）入場し、その際に選手紹介を行う。入場は、6レーンから順に行う。ゲート後方への選手誘導は競技役員が、レーンへの選手誘導は競技補助員が行う。

6 介助者等

- (1) 障害により介助者による補助や指示がどうしても必要な選手については、申込時に介助者の入場申請ができる。
- (2) 申請が必要となる競技者と障害区分
 - ア 競技規則上可能な介助
 - (ア) スタート介助（入退水介助）
安全にスタート台上等に立つまたは座ること、およびそれまでの移動が困難な競技者
 - (イ) タッピング
 - a 障害区分23
必ず介助が必要（50m種目ではスタート・ターンのサイド各1名、計2名が必要）
 - b 障害区分24
 - イ 競技規則以外で可能な介助
 - (ア) 入退水介助
安全に入退水することが困難な競技者
 - ウ 競技規則以外で可能な同伴
 - (ア) 情緒不安定
障害区分26及び同等の障害が重複する競技者（他選手に迷惑をかける場合に限

る。)

(1) 種目の指示

障害区分 26 及び同等の障害が重複する競技者（泳ぐ種目を理解できない場合に限る。）

(3) 申請

ア 介助及び同伴を必要とする選手は、参加申込時にその理由を添えて「介助許可証（ビブス）交付申請書」を主催者に申請しなければならない。

イ 本項(2)の「申請対象となる障害区分」以外で同等の障害を有し介助又は同伴を必要とする場合は、参加申込時にその理由を添えた申請が必要である。

ウ 参加申込以後、介助者を要する事情が発生した場合は、自選手団公式練習終了 60 分前までに「特記事項変更」をリゾリューションデスクへ提出し、審判長の許可を得なければならない。ただし、初参加のため「不安がっている」、「緊張している」等、障害の種類や程度によらない理由での申請は認めない。

(4) 禁止事項

ア 介助者及び同伴者は、競技エリア及び招集所においてのコーチング（声かけを含む。）をしてはならない。

（ア）他の選手へ迷惑となる行為は招集所の外で対応すること。

（イ）本項(2)ウ(1)で、同伴者による距離及び種目の確認のための声かけは認める。

イ 介助者及び同伴者は、競技エリア及び招集所において許可されたこと以外をしてはならない。例えば、カメラ、ストップウォッチ、携帯電話等の使用は認めない。

7 誘導

(1) 競技エリアでの誘導は、競技役員及び競技補助員が行う。

なお、許可を受けた介助者がいる場合は、競技役員の指示に従う。

(2) 選手は競技終了後、競技役員及び競技補助員の誘導により選手解散所にて解散する。

なお、入賞者については、表彰式終了後、選手解散所にて選手出迎えの者に引き継ぐものとする。

8 出発合図

出発合図は、閃光・電子音装置を使用する。

聴覚障害者のスタートは、光刺激スタート合図システムを使用する。

9 計時

(1) 計時は、自動審判計時装置及び半自動審判計時装置を使用する。

(2) 有効面外のタッチ又はライトタッチで自動審判計時装置が作動しない場合は、半自動審判計時装置により計測した記録とする。

10 浮具の使用

障害区分 22 の選手で、参加申込時に申し出があり、かつ、審判長が認めた場合、両腕、首及び腰に浮具を使用することができる。ただし、浮具は選手が用意しなければならない。

11 貸出用車椅子

競技エリア内への入場の際に車いすが必要な選手は、原則として主催者の用意した車椅子を使用するものとする。この場合において、主催者に対して参加申込時に申請すること。

なお、自身の車いすを使用する場合は車輪の汚れを取り除くこと。

12 種目順

別表の種目順により競技を行うので、参加申込時に参考にすること。ただし、編成上、やむを得ず種目順を変更することがある。

13 開始式・表彰式

(1) 開始式

- ア 開始式は、競技開始前にプールサイドで行う。
イ 開始式に参加する選手は、原則として選手団ユニフォームを身に着けること。

(2) 表彰式

- ア 表彰式は、原則、3レース終了ごとに行う。
イ 表彰式に参加する選手は、原則として選手団ユニフォームを身に着けること。

14 撮影

- (1) 介助者又は同伴者による競技エリアでの撮影は禁止する。
(2) フラッシュ撮影は禁止する。

15 更衣・服装

- (1) 国際水泳連盟の公認した水着を着用すること。ただし、身体的理由により国際水泳連盟の公認した水着の着用が不可能な場合、競技会前日の自選手団公式練習終了までに「国際水泳連盟規定外の水着使用申請書」をリゾリューションデスクへ提出し、審判長の確認と許可を得ること。
(2) 更衣は、更衣室を利用すること。
異性の介助を必要とする者は、参加申込時に申請のうえ、専用の更衣室を使用すること。
(3) 更衣室及び競技エリア以外では、水着及び裸足の状態で歩きまわらないこと。

16 ウォームアップ

ウォームアップについては、主催者において別途定める。

17 その他

- (1) 監督会議は令和5年10月27日（金）に行う。なお、時間及び場所については別途通知する。
(2) 競技エリアへは、選手の他、主催者や競技役員の許可を受けた関係者以外は立ち入ることができない。
(3) 貴重品については、各自責任を持って管理すること。
(4) 土足厳禁の区域制限を守ること。
(5) 競技エリアでは、水分補給のみ認め、水分補給以外の飲食は禁止する。
(6) 選手の控所は、指定された場所を利用すること。
(7) 荒天時他不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途決定する。

別表

種目順

1	25m自由形	6	50m平泳ぎ
2	25m平泳ぎ	7	50m背泳ぎ
3	25m背泳ぎ	8	50mバタフライ
4	25mバタフライ	9	4×50mフリーリレー
5	50m自由形	10	4×50mメドレーリレー